二　次に掲げる各国の政府は、前記の条約を承継する旨を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に通告した。

スロベニア共和国　平成四年七月六日
クロアチア共和国　平成四年十月十二日
チェコ共和国　平成五年二月二十二日
ボスニア・ヘルツェゴビナ　平成五年九月一日

平成三十年四月五日

外務大臣　河野　太郎

○厚生労働省農林水産省告示第七号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十七条の規定に基づき、指定認定機関から事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第二十三条の規定に基づき、公示する。

平成三十年四月五日

厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　**齋藤　健**

指定認定機関の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更の年月日
公益社団法人日本給食サービス協会	東京都千代田区神田鍛冶町三丁目五番八号神田木原ビル七F	東京都千代田区神田須田町一丁目二十四番三号	平成二十九年十一月一日

○厚生労働省農林水産省告示第八号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十八条第一項後段の規定に基づき、平成三十年三月二十三日付けをもって認定業務規程の変更を認可したので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成三十年四月五日

厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　**齋藤　健**

一　認定業務規程を変更した指定認定機関の名称及び住所並びに当該認定業務規程に係る食品の種類

指定認定機関の名称	指定認定機関の住所	食品の種類
公益社団法人日本給食サービス協会	東京都千代田区神田須田町一丁目二十四番三号	集団給食用食品

二　変更された指定認定機関の認定業務規程

変更された指定認定機関の認定業務規程は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課及び農林水産省食料産業局食品製造課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。）

○農林水産省告示第七百七十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第十四条の規定に基づき、株式会社科学飼料研究所から次のように同法第七条第一項の登録を受けた事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十四条第三号の規定に基づき公示する。

平成三十年四月五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　事業の廃止

登録番号	氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	特定飼料等の種類	当該特定飼料等を製造する事業場の名称及び所在地
特第6号	株式会社科学飼料研究所 代表取締役社長　石井　智実 東京都中央区築地一丁目十二番六号	硫酸コリスチン（その1）（製造用原体）（その1）を使用した製剤）	株式会社科学飼料研究所龍野工場 兵庫県たつの市揖西町構字神田一番一

二　廃止年月日　平成三十年二月二十八日

○農林水産省告示第七百七十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十九年八月一日に消滅したものとみなされる。

平成三十年四月五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

1　登録番号　第22610号
2　登録年月日　平成25年7月29日
3　農林水産植物の種類
Torenia L.
4　登録品種の名称　ハト-03mut Yellow
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ハクサン
愛知県日進市岩藤町三番割321－1

○農林水産省告示第七百七十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十九年八月四日に消滅したものとみなされる。

平成三十年四月五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

1　登録番号　第24412号
2　登録年月日　平成27年8月3日
3　農林水産植物の種類
Primula L.
4　登録品種の名称　ラッキーエンジェル
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
大下秀幸
岐阜県高山市下林町1855番地

○農林水産省告示第七百七十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十九年八月八日に消滅したものとみなされる。

平成三十年四月五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

1　登録番号　第15543号
2　登録年月日　平成19年8月7日
3　農林水産植物の種類
Allium tuberosum Rottler ex Spreng.
4　登録品種の名称　サムライ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
鈴木洋一
栃木県鹿沼市日光奈良部町51

○農林水産省告示第七百七十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十九年八月十日に消滅したものとみなされる。

平成三十年四月五日

農林水産大臣　**齋藤　健**

1　登録番号　第20896号
2　登録年月日　平成23年8月9日
3　農林水産植物の種類
Camellia L.
4　登録品種の名称　金沢簪
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
千田清司
石川県金沢市高畠1丁目246番地